令和6年(2024年)2月27日 高齢者計画・介護保険事業 計 画 策 定 部 会 高 齢 者 い き い き 課

# 第9期(令和6~8年度)介護保険事業計画における介護保険料について

1 第9期介護保険料基準額 年額71,400円(月額5,950円 前期比+200円)

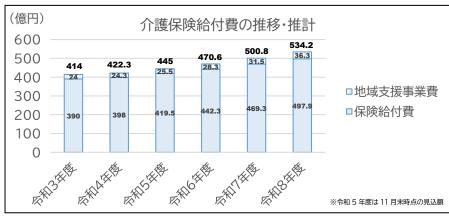
#### 2 保険料算定の方法

介護保険料は、介護保険給付費の見込みに応じて、概ね3年を通じて 財政均衡を保つ必要がある。(介護保険法第129条第3項)

◎介護給付費見込額(令和6~8年度):1,505.6億円 令和7年度の団塊世代の後期高齢化や高齢者単身世帯の増加、 また、介護報酬の改定の影響による

◎単純算出した基準額(月額):6,528円 (第8期 +778円)





そこで、介護保険料基準額の引き上げ幅抑制策を次のとおり実施する。

# (1) 介護給付費準備基金の取り崩し

介護給付費準備基金を保険料の上昇抑制のために取り崩す。計画期間中の臨時の報酬改定のほか、不測の事態などに備えて約17億円を確保した上で、約33.2億円を取り崩す。(参考1)

#### 【基金取り崩しによる保険料上昇の抑制効果】

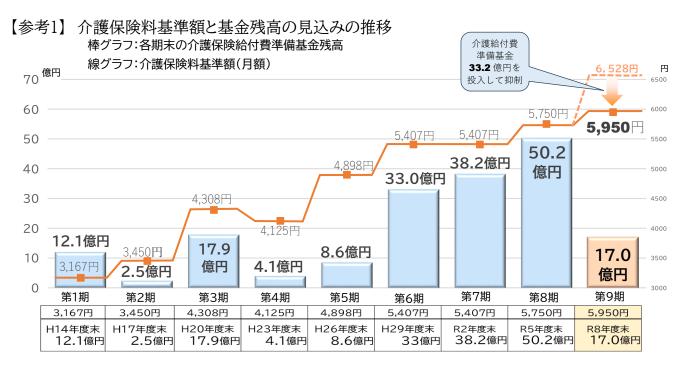
単純算出した基準額(月額) 6,528円 準備基金取り崩し ▲578円 保険料基準額(月額) 5,950円

### (2) 低所得者への負担軽減

第1から第3段階については、国の方針を踏まえ、国が提示した最終乗率とする。

## (3) 所得段階の多段階化の調整

本市では国に先行して多段階化を導入し、負担能力に応じた所得段階を設定している。今回、 国が新たに示してきた9段階から12段階の所得金額区分については、国基準に合わせることとし、 720万円以上1,000万円未満の所得層を2区分に分けて調整を図った。(参考2)



【参考2】 第9期介護保険事業計画と第8期介護保険事業計画における保険料所得段階

第9期(令和6~8年度)			保険料		第8期(令和3~5年度)			/口7个小
所得 段階	対 象 者	保険 料率	年額(円)		所得 段階		保険 料率	保険料 年額(円)
1	生活保護受給者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合算額が80万円以下	0.285	¥20,300		1	生活保護受給者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合算額が80万円以下	0.30	¥20,700
2	市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合算額が80万円以上120万円 以下	0.485	¥34,600			市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合算額が80万円以上120万円 以下	0.50	¥34,500
3	世帯全員が市民税非課税で、上記以外	0.685	¥48,900		3	世帯全員が市民税非課税で、上記以外	0.70	¥48,300
4	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がいて、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下	0.90	¥64,300		4	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がいて、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下	0.90	¥62,100
5	本人が市民税非課税で、上記以外	1.00	¥71,400		5	本人が市民税非課税で、上記以外	1.00	¥69,000
6	本人が市民税課税で合計所得金額が 80万円以上120万円未満	1.15	¥82,100		6	本人が市民税課税で合計所得金額が 80万円以上120万円未満	1.15	¥79,400
.,	本人が市民税課税で合計所得金額が 120万円以上210万円未満	1.30	¥92,800		7	本人が市民税課税で合計所得金額が 120万円以上210万円未満	1.30	¥89,700
	本人が市民税課税で合計所得金額が 210万円以上320万円未満	1.45	¥103,500		8	本人が市民税課税で合計所得金額が 210万円以上320万円未満	1.45	¥100,100
9	本人が市民税課税で合計所得金額が 320万円以上420万円未満	1.60	¥114,200		9	本人が市民税課税で合計所得金額が 320万円以上400万円未満	1.60	¥110,400
10	本人が市民税課税で合計所得金額が 420万円以上520万円未満	1.75	¥125,000		10	本人が市民税課税で合計所得金額が 400万円以上500万円未満	1.75	¥120,800
11	本人が市民税課税で合計所得金額が 520万円以上620万円未満	1.90	¥135,700		11	本人が市民税課税で合計所得金額が 500万円以上600万円未満	1.90	¥131,100
	本人が市民税課税で合計所得金額が 620万円以上 <b>720万円未満</b>	2.05	¥146,400		12	本人が市民税課税で合計所得金額が 600万円以上 <b>800万円未満</b>	2.05	¥141,500
1 1 4	本人が市民税課税で合計所得金額が 720万円以上850万円未満	2.10	¥149,900	>00000000000000000000000000000000000000				
	本人が市民税課税で合計所得金額が 850万円以上1,000万円未満	2.20	¥157,100		13	本人が市民税課税で合計所得金額が 800万円以上1,000万円未満	2.20	¥151,800
15	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,000万円以上1,500万円未満	2.45	¥174,900		14	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,000万円以上1,500万円未満	2.45	¥169,100
	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,500万円以上2,000万円未満	2.70	¥192,800		15	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,500万円以上2,000万円未満	2.70	¥186,300
17	本人が市民税課税で 合計所得金額が2,000万円以上	2.90	¥207,100		16	本人が市民税課税で 合計所得金額が2,000万円以上	2.90	¥200,100